

埼玉県児童生徒体力向上推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 児童生徒の体力向上について、その具体策を協議するために、児童生徒体力向上推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、児童生徒の体力向上について必要と認められる事項について協議する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員、（以下「委員等」という。）をもって構成する。

(役員 の 委 嘱 ・ 任 命)

第4条 委員長は、県立学校部副部長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、保健体育課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、教育長が委嘱又は任命し、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村教育委員会職員
- (3) 幼・小・中・高等学校関係者
- (4) 本庁職員
- (5) 県教育委員会職員

(会 議 の 種 類)

第5条 本委員会に次の会議を置くものとし、委員会の構成員の中から委員長が指名する者、およびその他委員長が指名する者をもって構成する。

- (1) 子供の体力プロジェクト委員会
- (2) 埼玉県体力向上優良校選考委員会
- (3) 子供の体力向上実施委員会

(委 員 長 等)

第6条 委員長は委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は委員会を構成し、諮問された事項について協議する。

(任 期)

第7条 委員等の任期は、2年とする。ただし、委員等が欠けた場合の補充の委員の任期は、その残任期間とする。

(委 員 会)

第8条 委員会は委員長が招集し、年2回程度開催する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

3 委員会の会議及び会議録は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

(会 議 録)

第9条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 議事の経過
- (4) その他必要な事項

2 会議録は、出席した委員のうちから委員長が指名した2人の委員が署名するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は保健体育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和47年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年6月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。